

# 特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、香川県高松市室新町1138番地に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、市民活動の活動基盤の強化、市民活動団体・企業・行政のパートナーシップの推進強化、市民自らがつくる市民サービス創出などの支援を行うことで、人が人として尊重される自立した市民社会の実現を目指すことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
  - ① 市民活動に関する情報収集・提供
  - ② 市民活動相互のネットワークづくりおよび交流
  - ③ 市民活動に関する調査、研究ならびに研修
  - ④ 市民活動に関する相談事業
  - ⑤ その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、事業の発展を推進する団体、企業及び個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の発展に協賛する団体、企業及び個人

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 入会を希望する者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申込者が、第3条に定める目的に賛同し、本会の活動及び事業推進に協力出来る者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承諾し入会申込者に通知するものとする。
- 3 代表理事は、理事会が前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人

にその旨を通知しなければならない。

(会員の表決権等)

第9条 正会員は、総会における表決権を有し、役員の変更時において役員に立候補することができる。

(退会)

第10条 会員は、代表理事に届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 会員が死亡し、又は会員である団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び選任)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上8人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

(3) 理事のうち1人を代表理事とし、1人を副代表理事とする。

2 代表理事、副代表理事、理事及び監事は、総会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

5 監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の議決を経て代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して召集の請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号の規定により監事から召集があったとき

(召集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が召集する。

2 総会を召集するときは正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面又はFAX及びeメールで、開会の日の7日前までに召集通知を発信して行なわなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 総会における決議事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急をようするもので、出席した正会員の2分1以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、次条第1項及び第52条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 会議の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 会議に出席した正会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果、並びに出席した正会員 2 分の 1 以上の要求があつた場合は発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して召集の請求があつたとき
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により監事から召集の請求があつたとき

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面又は F A X 及び e メールで、開会の日の 5 日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における決議事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急をようするもので、出席した理事の 2 分 1 以上の同意がある場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び次条第 1 項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果並びに発言者の発言要旨

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名、押印しなければならない。

(事業部会の設置)

第39条 本会は、第5条の事業を執行するために理事会のもとに事業部会を設置することが出来る。

2 事業部会の改廃は理事会において決定することとする。

3 設置された事業部会は、その事業計画と執行・予算・決算について総会に報告し承認をうけるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(資産の区分)

第41条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする

(資産の管理)

第42条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(会計の原則)

第43条 本会の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第44条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経な

なければならない。

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 本会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるものうち、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て、選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

第56条 本会の公告は、本会の掲示場へ掲示するとともに四国新聞に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	齋藤 巖
副代表理事	湯浅 文代
理事	赤池 泰弘
理事	大須賀 誠
理事	北野 京子
理事	小西 達也
理事	武田 佳子
理事	蓮井 孝夫
理事	平木 克典
理事	福家 明子
理事	森江 大蔵
監事	大西 均

3 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。

6 本会の設立当初の事業年度の会費は、当該年度の日数の如何を問わず、次の掲げる額とする。

正会費	個人	3000円
	団体	5000円
賛助会員	個人	1口 2000円
	団体	1口 5000円